

第1回審議会

東大阪市水道料金の概要について

令和3年8月5日

水道総務部水道経営室企画課



東大阪市水道料金の概要について

1. 水道料金について
2. 水道料金制度の概要
3. 東大阪市の水道料金に関する現状について
4. 料金体系の他都市比較
5. 東大阪市水道料金の課題と対応

水道料金について

《経営の基本原則》

経営の基本原則

清浄にして豊富
低廉な水の供給

公衆衛生の向上と
生活環境の改善

経済性の発揮

公共の福祉を増進

常時給水の義務

水道法第1条

水道の基盤を強化することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする

地方公営企業法第3条

地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない

水道法第15条第2項

水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない

水道料金について

《独立採算制の原則》

独立採算制の原則

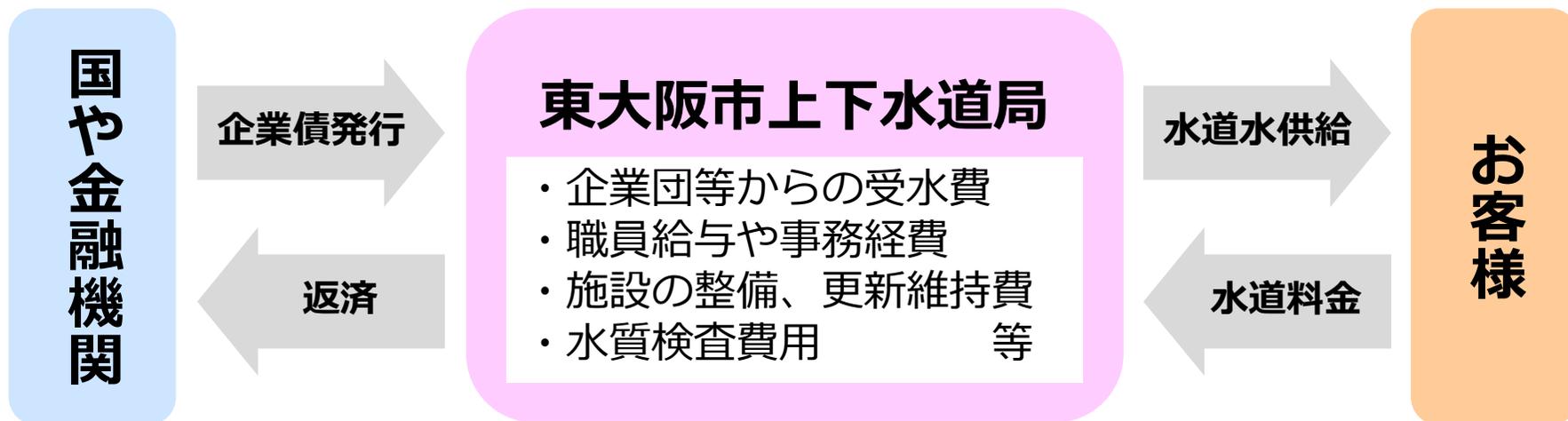
水道事業は、経営に必要な費用を、主に水道料金や国・銀行から借りて賄うことを原則に運営している。

【原則として税金は使われない】

地方公営企業法第17条の2第2項

運営に要する経費は、「当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」

※経営に伴う収入を充てることが適当でない経費（例：消火栓に要する経費）等については一般会計や他会計が負担することが認められている



水道料金について

《水道料金の決定原則》

水道料金の決定原則

公正妥当

適正な原価

健全な運営の確保

地方公営企業法第21条第2項

水道料金は「**公正妥当**なものでなければならない。かつ、能率的な経営の下における**適正な原価**を基礎とし、地方公営企業の**健全な運営を確保**することができるものでなければならない」

供給規程の適合要件

公正妥当な料金

料金の明確性

差別的扱いの禁止

水道法第14条第2項

前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、**健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること**

二 料金が、**定率又は定額をもつて明確に定められていること。**

四 **特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。**

供給規程：料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について水道事業者が定めるもの

水道料金について

《水道料金制度の見直し（国等の方針）》

- ・ 家庭用料金についての、需要者のコスト意識に関する指摘
- ・ 節水意識阻害を考慮した、基本水量制の見直しの必要性

- ・ 将来を見据えた料金体系に向け、利用者の影響を抑制しつつ事業実態に応じた検討の推奨
- ・ 逡増性料金体系の、緩やかな見直しを提言

- ・ 用途別料金及び基本水量の漸進的解消
- ・ 口径別区分の設定

厚生省 水道基本問題検討会報告
「21世紀における水道及び水道行政
のあり方」について
《平成11年度》

厚生労働省
新水道ビジョン
《平成25年3月》

公益社団法人日本水道協会
水道料金算定要領
《平成27年2月》

水道料金制度の概要

《料金体制について》

水道料金は、使用水量に関わらず負担していただく基本料金と、使用水量に応じて負担していただく従量料金で構成されている（二部料金制）。

水道料金

基本料金

+

従量料金

※定額料金もしくは使用水量に応じて算定される従量料金のいずれかを採用した料金制度
= 一部料金制

定額料金 (使用水量に関係なく徴収)

メーターの検針や水道料金の収納、あるいは施設の管理にかかる費用等、使用水量の有無に関わらず固定的に必要となる費用を賄うもの。

使用水量に応じた料金

薬品費や動力費など、配水量に応じて変動する経費を賄うもの。

本市では、使用した水の量が多くなればなるほど、1m³あたりの従量料金(単価)が高くなる逓増型を採用。

水道料金制度の概要

《料金体系について》

水道料金体系は、主に「用途別」「口径別」「用途別口径別併用」に分類される。

料金体系

用途別：用途別（家庭用、業務用等）に料金を設定する方法 ←**本市で採用**

- ・一般家庭用の用途区分を設定することで、生活用水の低廉化が図れる
- ・用途の区分が明確でなく、客観性に欠ける
- ・水道料金算定要領（日本水道協会）において、漸進的に解消することとされている。

口径別：水道メーターの口径の違いによって設定する方法

- ・使用水量が概ね水道メーターの口径の大小に対応しているため、費用負担の公平性と料金体系の明確性が確保できる（個別原価主義）

用途別口径別併用：用途別と口径別を併用する方法

- ・個別原価の考え方を取り入れながら、一般家庭用への配慮が可能

水道料金制度の概要

《基本水量と従量料金の設定について》

基本料金に、「基本水量」として一定水量を設定・付与する場合がある。また、従量料金については、主に「逡増型」「逡減型」「単一型」に分類される。

基本水量

公衆衛生を向上し、生活上必要な水使用を促すことを目的として「基本料金」に付与される水量。基本水量内であれば定額料金（＝基本料金）となる。

本市の場合、家事用であれば基本水量を7m³として設定している（使用水量が0～7m³であれば、基本料金608円（税抜）のみの支払いとなる）。

従量料金

※日本水道協会 水道料金表（令和2年4月1日現在）

従量料金は、目的に応じて以下のような従量単価が設定される

逡増型：使用水量が増加するに従い単価が上がる料金制度 ←**本市で採用**
（水道事業者の67.4%※が逡増型を採用）

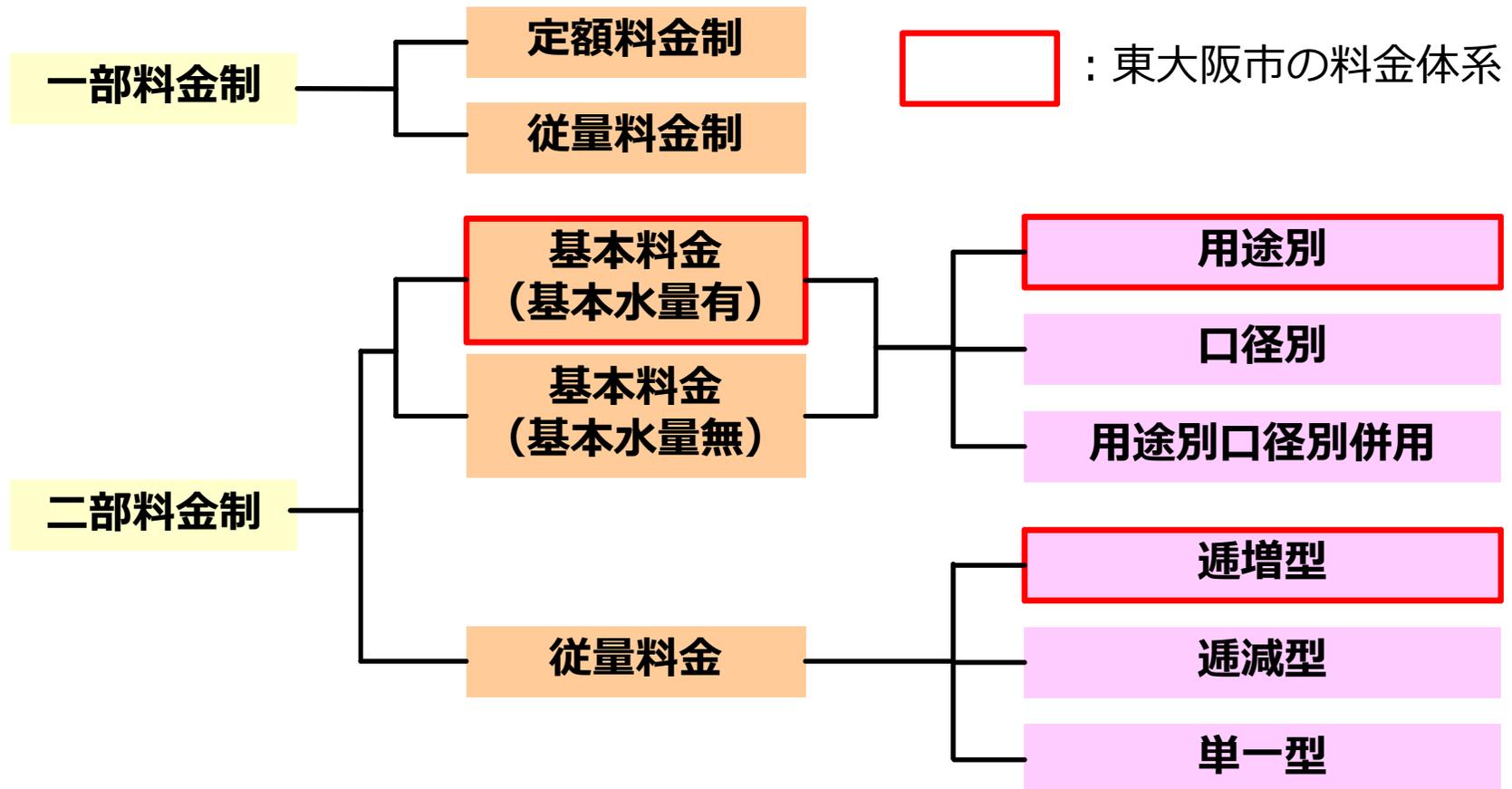
逡減型：使用水量が増加するに従い単価が下がる料金制度

単一型：使用水量の多寡に関わらず、単価を均一とした料金制度

水道料金制度の概要

《水道料金の構成》

以上をまとめると、水道料金の構成は以下のとおりとなる。



水道料金制度の概要

《東大阪市の料金体系》

本市における現行の水道料金体系は以下のとおり。

【基本料金】基本水量あり、用途別

【従量料金】逡増型

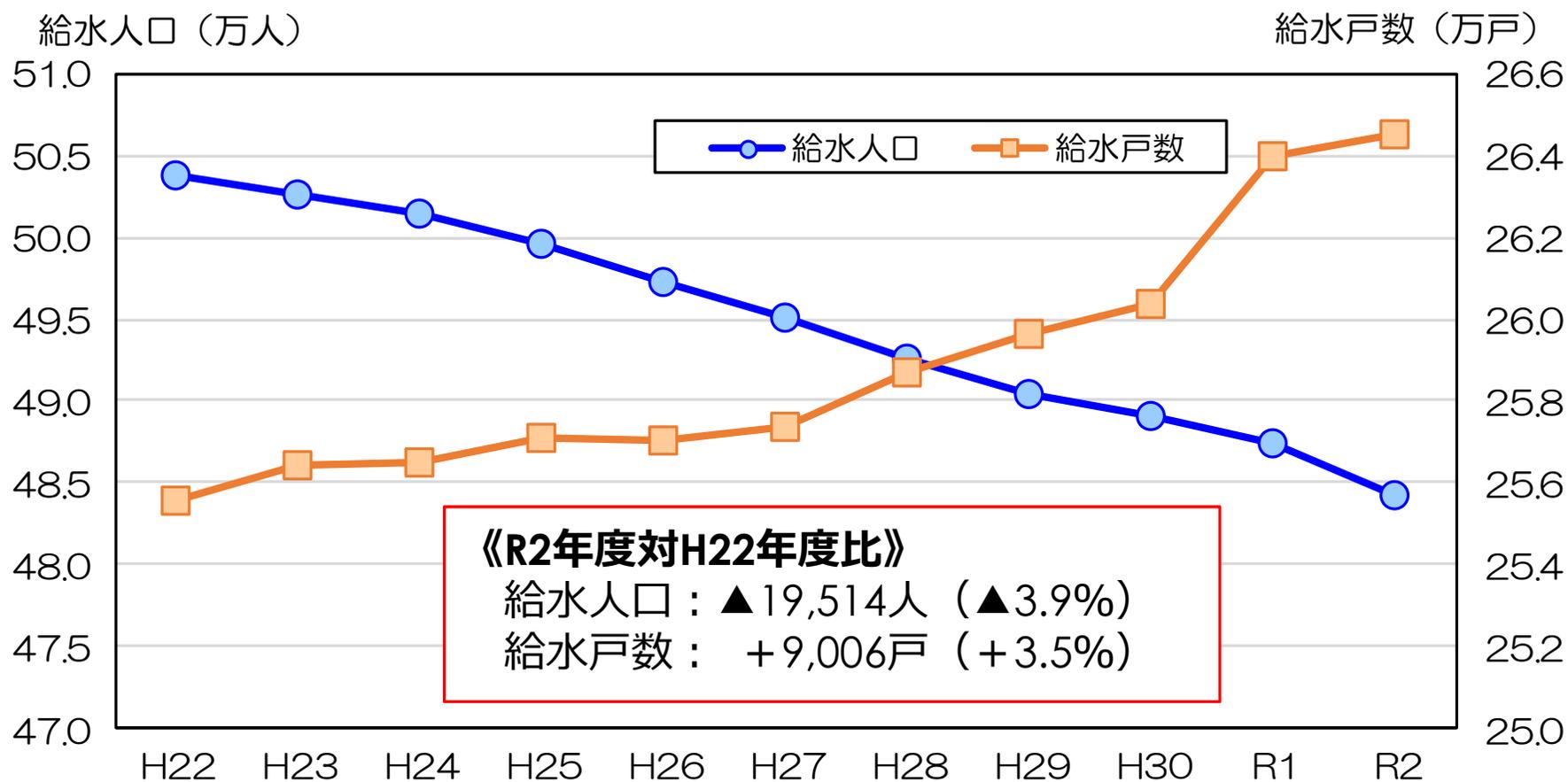
東大阪市の料金表（1カ月あたり）

※表中の金額は、全て税抜

用途区分	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)	従量料金単価 < 上段 : 水量 (m ³) ・ 下段 : 金額 (円/m ³) >						
			8~10	11~20	21~30	31~			
家事用	7	608	98	146	208	247			
業務用	10	1,462	11~						
			247						
公共用	30	4,472	31~						
			326						
浴場用	500	31,000	501	601	2001	3001	4001	5001	6001~
			~600	~2000	~3000	~4000	~5000	~6000	
			62	102	104	113	123	189	247
事業用	30	6,604	31~						
			347						
臨時用	10	4,858	11~						
			580						

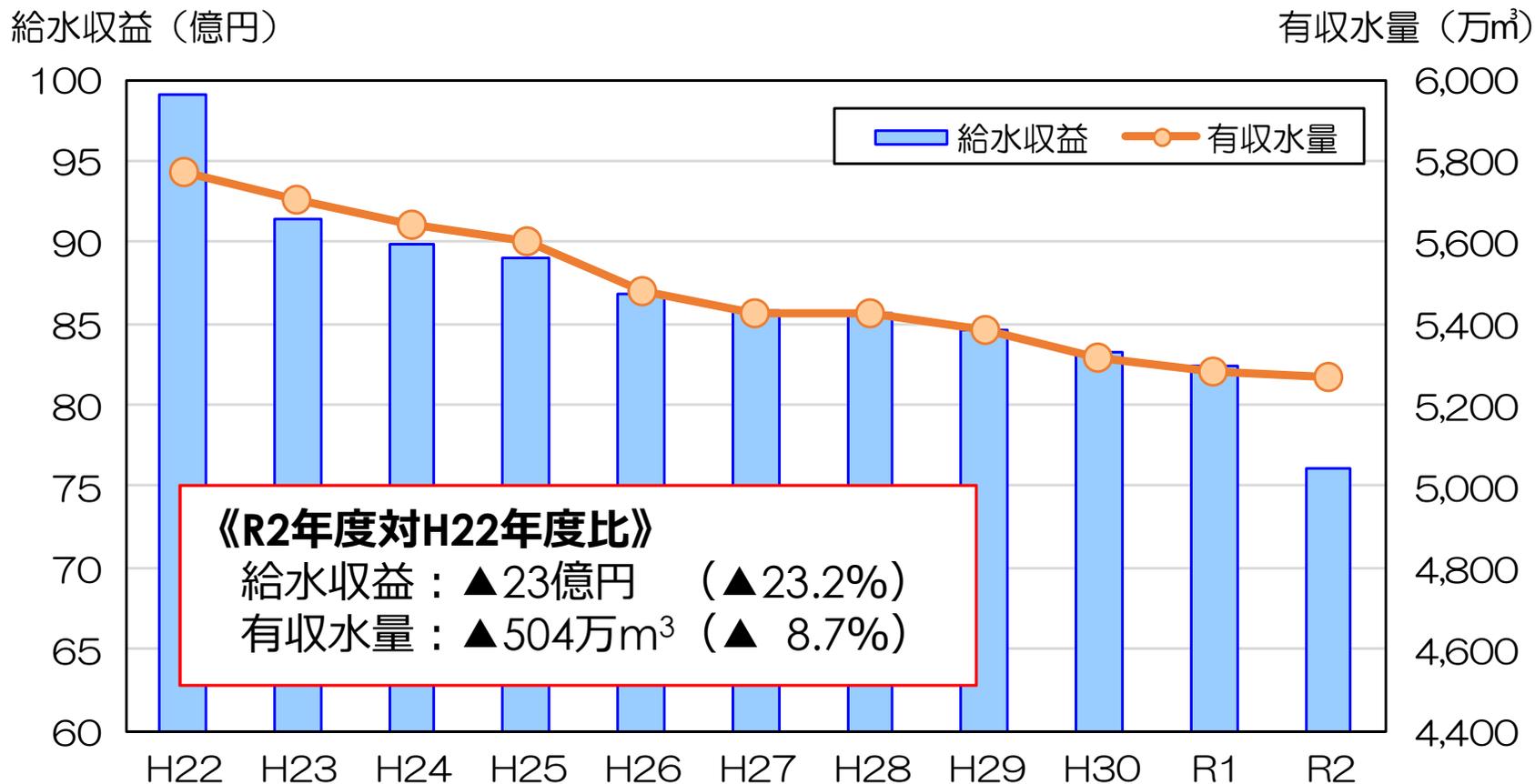
東大阪市の水道料金に関する現状について 《給水人口と給水戸数の推移》

本市において、給水人口は減少している一方で給水戸数は増加傾向となっている。



東大阪市の水道料金に関する現状について 《給水収益と有収水量の推移》

本市の給水収益は、有収水量の減少以上に減少傾向となっている。
令和2年度は、コロナ減免を実施したため給水収益が特に減少している。



東大阪市の水道料金に関する現状について

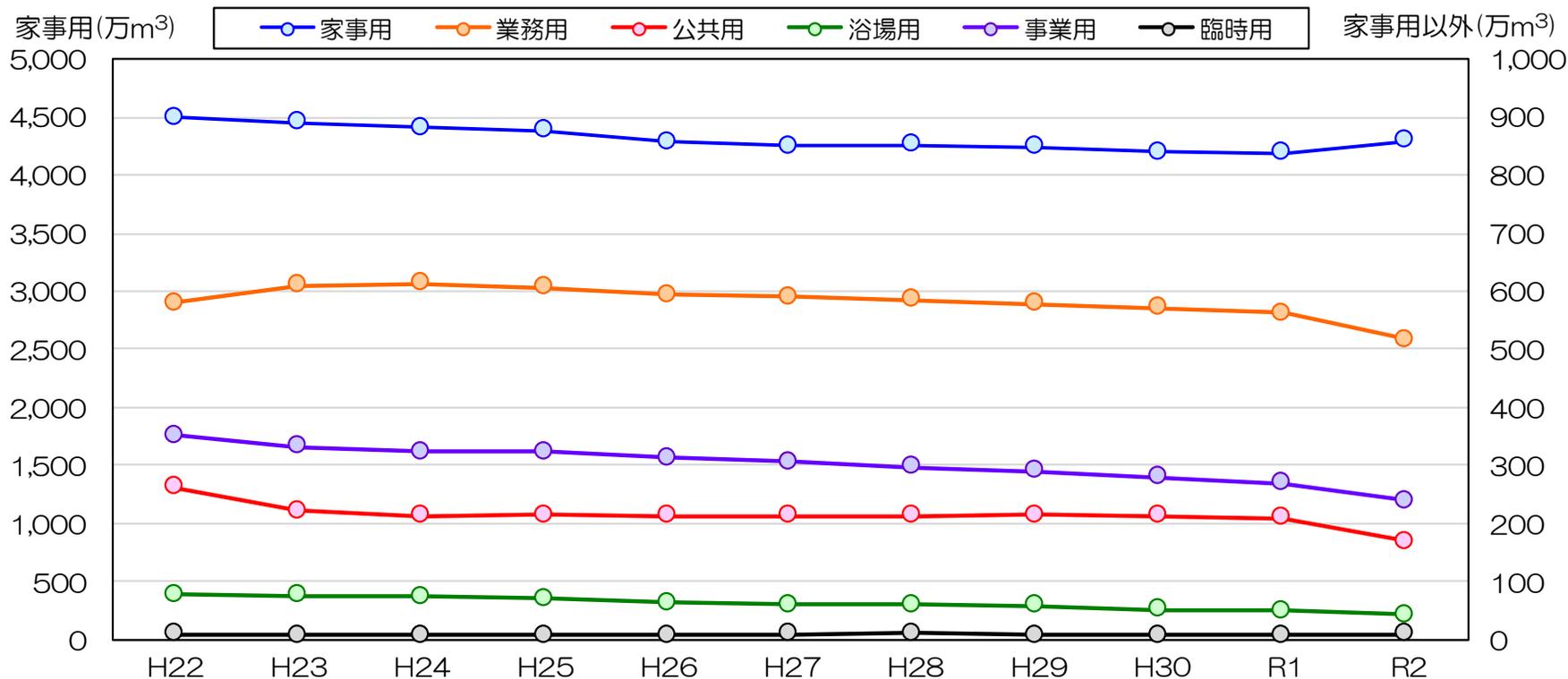
《用途別水量の推移》

用途別の水量においても、臨時用を除く各用途の水量が減少傾向となっている。令和2年度は、コロナ禍の影響を受け令和元年度と比較し家事用の水量が増加した。

《R2年度対H22年度比》

家事用：▲200万m ³ (▲4.5%)	業務用：▲63万m ³ (▲10.9%)
公共用：▲93万m ³ (▲35.6%)	浴場用：▲36万m ³ (▲46.3%)
事業用：▲17万m ³ (▲31.9%)	臨時用：+0.7万m ³ (+9.3%)

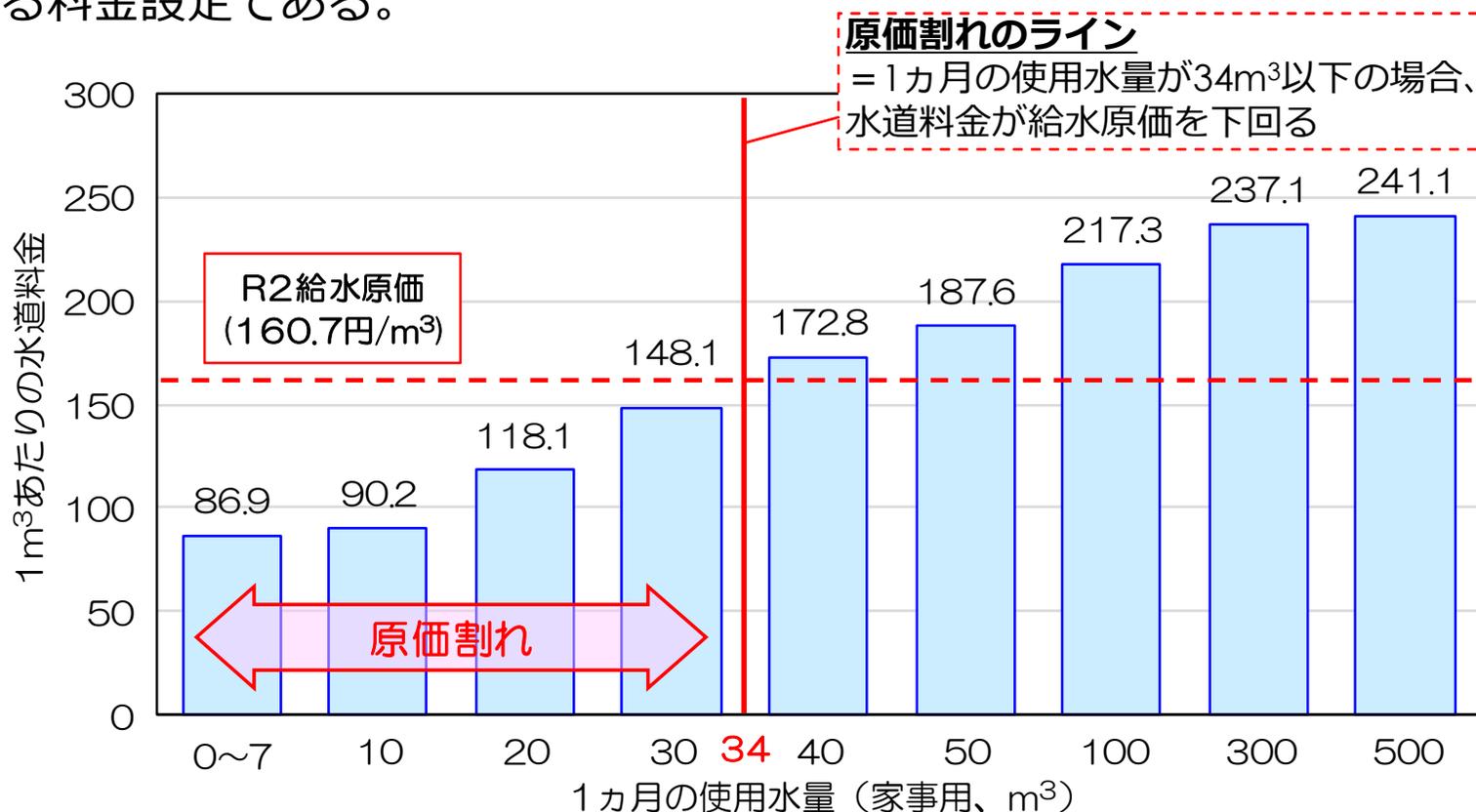
※ここでの水量は
調定水量を指す



東大阪市の水道料金に関する現状について ≪1m³あたりの水道料金（家事用）≫

本市では、一般家庭に配慮した料金設定となっている一方で、家事用では原価割れのライン（使用水量：34m³/月）以下の戸数が約96%となっており、水道水を供給するために**必要な経費が回収しにくい料金体系**となっている。

また、家事用では**大口利用者への負担が大きく（逡増度2.7）**、公平性に欠ける料金設定である。



東大阪市の水道料金に関する現状について

《これまでの水道料金の改定状況》

本市の料金改定は平成23年が最後となっており、平成13年以降の約20年間は値上げを行っていない。

また、料金体系は事業開始以降、一度も見直していない。

改定年月日	改定率	要因
昭和47年（1972年）4月	40.10%	昭和40年度受水単価値上げ
昭和51年（1976年）7月	71.00%	昭和48～50年度受水単価値上げ
昭和53年（1978年）4月	16.58%	昭和51～52年度受水単価値上げ
昭和59年（1984年）5月	39.81%	昭和53年度受水単価値上げ
昭和60年（1985年）4月	8.03%	昭和59年度受水単価値上げ
平成6年（1994年）10月	21.83%	平成5年度受水単価値上げ
平成13年（2001年）10月	10.79%	平成12年度受水単価値上げ
平成23年（2011年）3月	△5.69%	平成22年度受水単価値下げ

※料金改定の要因はすべて受水単価の変動によるもの

料金体系の他都市比較

《料金体系》

本市では用途別料金体系を採用しているが、用途区分が多く、大阪府下の他事業体に比べ複雑な料金体系となっている

大阪府下の現在給水人口25万人以上の事業体における用途区分

市町村	用途区分
東大阪市	家事用、業務用、公共用、浴場用、事業用、臨時用
大阪市	一般用、業務用、湯屋用
枚方市	一般用、浴場用、臨時用
豊中市	一般用、湯屋用、臨時用
吹田市	一般用、公衆浴場用、臨時用
堺市	－（口径別料金体系）
高槻市	一般用、公衆浴場用
八尾市	一般用、浴場用、臨時用

料金体系の他都市比較

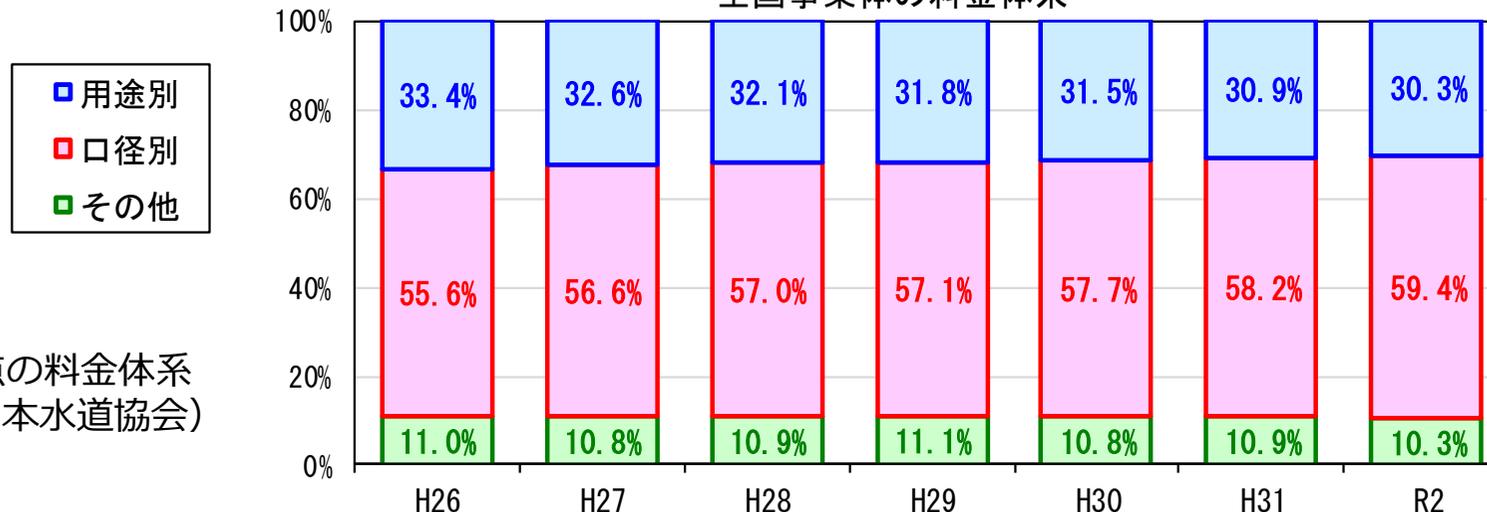
《料金体系》

全国的にみると、用途別の料金体系に比べて口径別料金体系を採用している事業者が多く、**用途別から口径別への変更が進んでいる**状況である。

また、「水道料金算定要領（日本水道協会）」においても、**口径別料金体系を原則とする**旨が記載されている。

全国事業者の料金体系

全国事業者の料金体系



※各年4月1日時点の料金体系
 ※水道料金表（日本水道協会）
 より作成

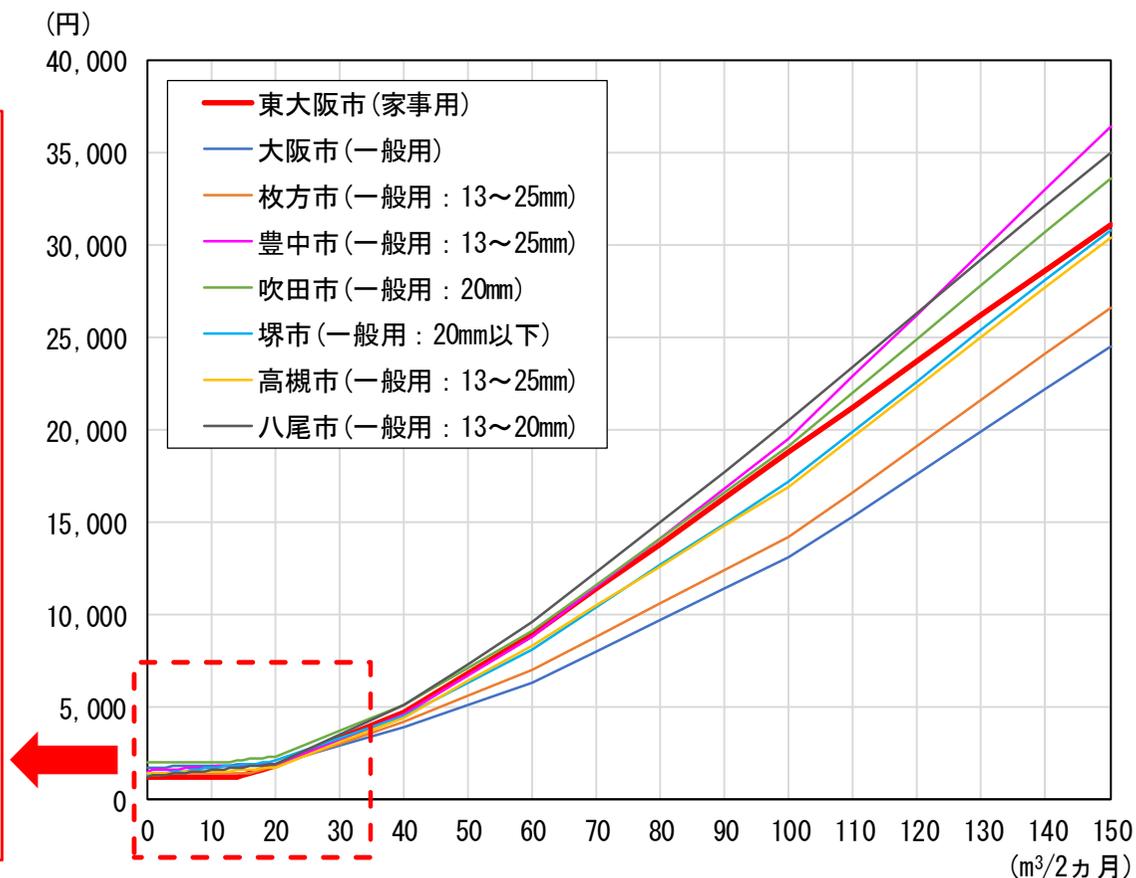
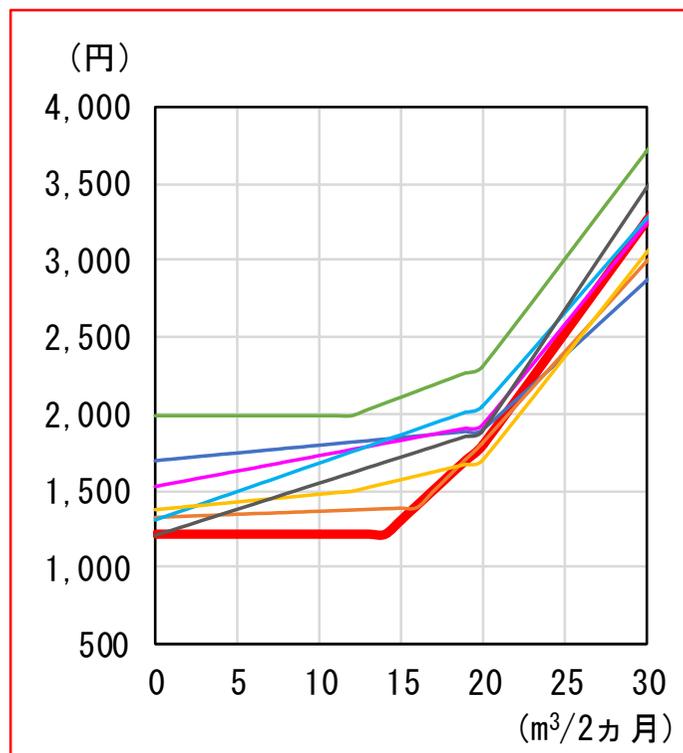
（事業所数）	全国事業者の料金体系							
		H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
	用途別	426	415	406	404	402	390	384
	口径別	709	721	720	725	735	735	751
その他	140	138	138	140	138	137	130	
合計	1,275	1,274	1,264	1,269	1,275	1,262	1,265	

料金体系の他都市比較

《水道料金の比較（家事用）》

本市では、特に家事用の少量使用者に配慮した料金設定となっていることから、**使用水量の多い家庭の負担が、大阪府下の他市と比べて大きい。**

料金の比較（家事用）

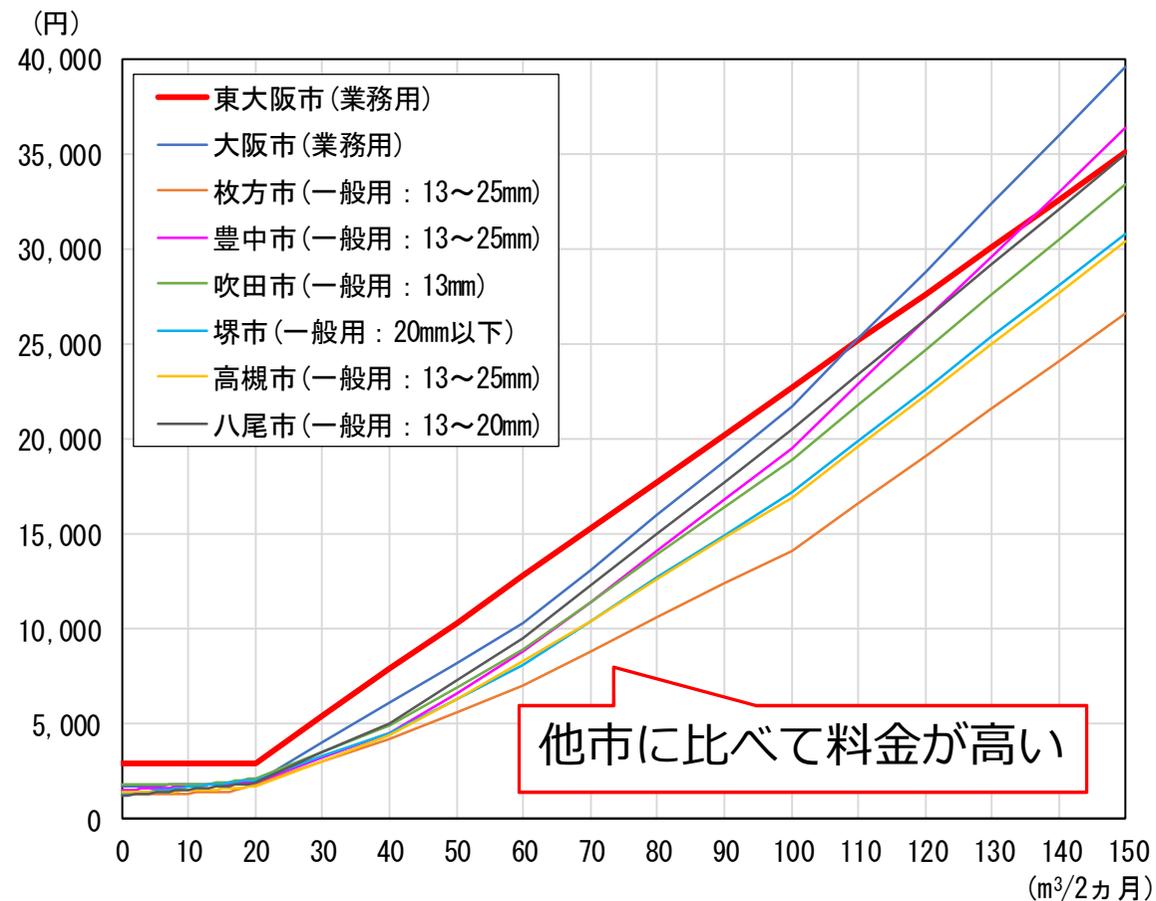


料金体系の他都市比較

《水道料金の比較（家事用以外）》

また、家事用以外の用途（業務用、公共用、浴場用、事業用、臨時用）の負担が、大阪府下の他市と比べて大きい。

料金の比較 （業務用）



他市に比べて料金が高い

※業務用の区分がない事業体については、本市の業務用としての利用が多い口径13mmを基準に一般用の料金で集計

東大阪市水道料金の課題と対応

近年の料金収入の減少や今後のさらなる減少見通しに対応し、安定的な経営を行っていくとともに、利用者間の公平性を向上するためには、**抜本的な料金体系の見直しが必要**である。

《利用状況の課題》

現状	対応策（案）
<ul style="list-style-type: none"> 普及率が概ね100%となった現在では、基本水量は「公衆衛生の向上と生活上必要な水使用を促す」という目的を概ね達成しており、水道料金算定要領においても漸進的に解消することとされている。(P.8) 基本水量以下の範囲で節水しても料金は変わらないため、節水意識を阻害する可能性がある。(P.8) 	<ul style="list-style-type: none"> 基本水量の有無を含めた見直しを行う。
<ul style="list-style-type: none"> 一般家庭に配慮した料金設定となっている一方で、家事用の大部分が原価割れの状況となっており、水道水を供給するために必要な経費が回収しにくい料金体系となっている。(P.14) 	<ul style="list-style-type: none"> 原価割れの改善に向けた検討を行う。
<ul style="list-style-type: none"> 家事用では大口利用者への負担が大きく、公平性に欠ける。(P.15) 	<ul style="list-style-type: none"> 逡増度を緩和し、不公平感の改善と、水道水の適正な利用促進を図る。

東大阪市水道料金の課題と対応

近年の料金収入の減少や今後のさらなる減少見通しに対応し、安定的な経営を行っていくとともに、利用者間の公平性を向上するためには、**抜本的な料金体系の見直しが必要**である。

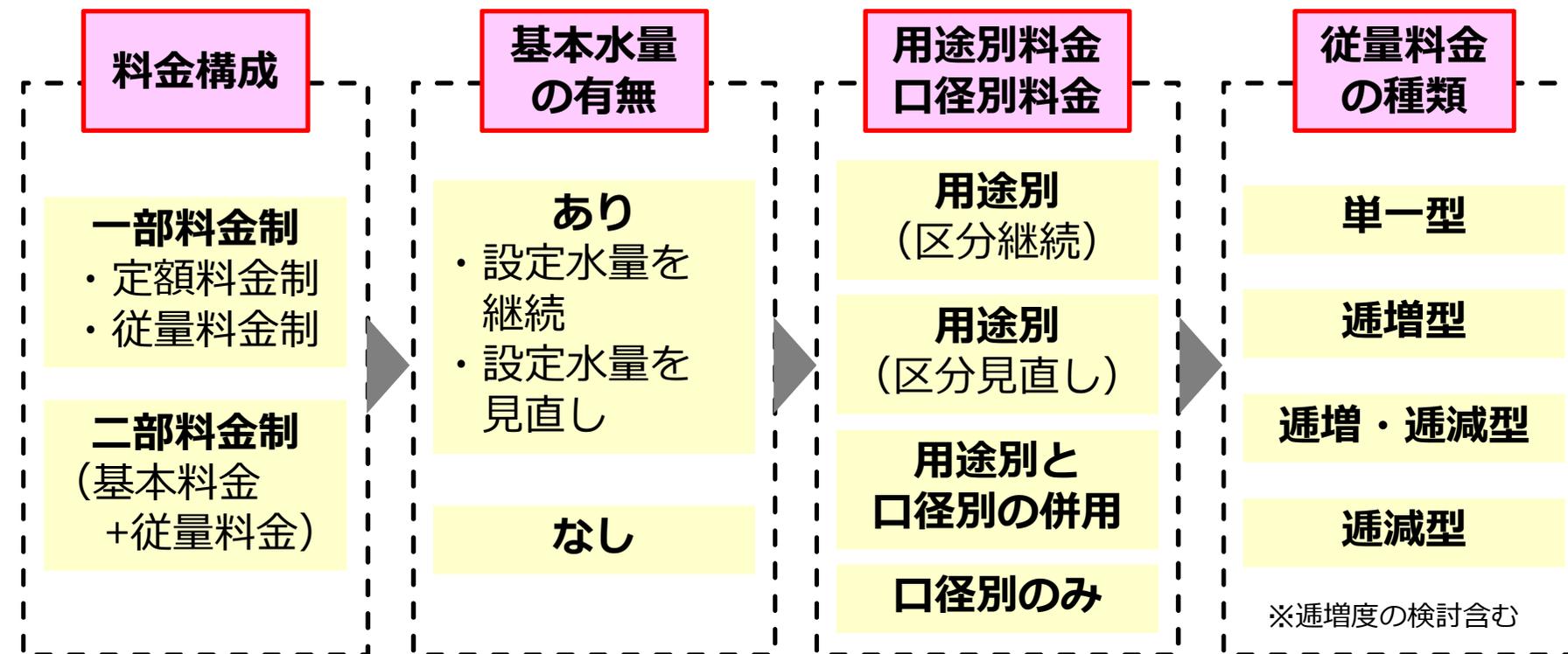
《他市との比較》

現状	対応策（案）
<ul style="list-style-type: none"> 全国的に用途別料金体系から、費用負担の公平性が説明しやすい口径別料金体系へ見直しが進んでいる。(P.19) 用途別料金体系には、費用負担の公平性や料金体系の明確性が確保できないといった課題があり、水道料金算定要領においても漸進的に解消することとされている。(P.7) 	<ul style="list-style-type: none"> 口径別料金体系や用途別口径別併用の料金体系への見直しを検討する。
<ul style="list-style-type: none"> 用途区分が複雑であることに加え、家事用比べ、業務用等の用途において他市より高い料金設定となっており、用途間での不公平感がある。(P.18,20,21) 	<ul style="list-style-type: none"> 用途間での不公平感の改善を図る。

東大阪市水道料金の課題と対応

《現行水道料金制度の検討想定フロー》

今後、下記フローの内容で料金改定（料金体系・料金水準の見直し）に向けた検討を進め、最適な料金体系を設定する予定である。



本市の現状

二部料金制

基本水量あり(7m³)

用途別

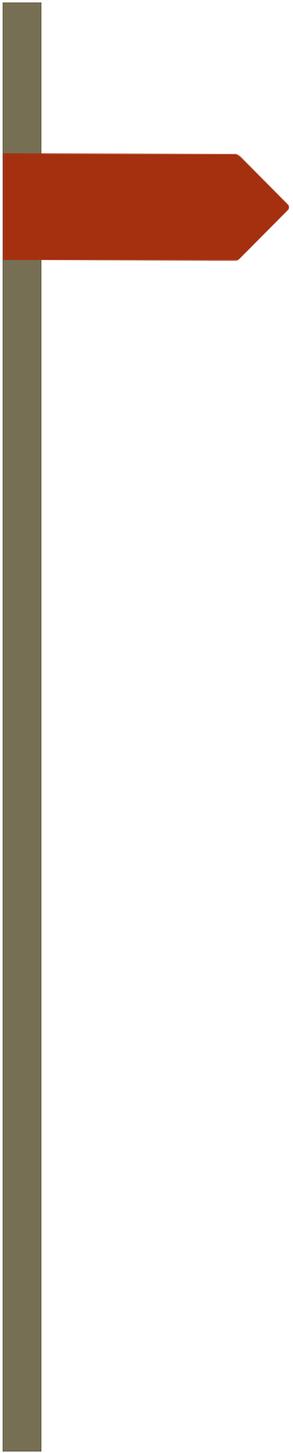
逡増型

東大阪市水道料金の課題と対応

《本市の目指す料金体系》

前述の課題と対応策（案）を踏まえ、下表に示す料金体系を本市が目指すモデルケースとして、次回以降の審議会にて審議頂く。

	料金構成	基本水量	用途別・口径別	従量料金
現状	二部料金制	あり	用途別	逦増型
見直しの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 見直す必要は見当たらない 	<ul style="list-style-type: none"> 水道が十分に普及した状況を踏まえ、節水努力が反映されるよう基本水量を解消する 	<ul style="list-style-type: none"> 費用負担の公平性、料金体系の明確性を確保するため、口径別体系を導入する ただし、料金の激変を回避するため、一部用途区分は存置する 	<ul style="list-style-type: none"> 生活用水の料金の低廉性維持、使用水量の適正化の観点から、逦増型を維持する必要がある 公平性を確保するために逦増度の緩和が必要
モデルケース	二部料金制	なし	口径別・用途別併用 (用途区分見直し)	逦増型 (逦増度見直し(緩和))





参考資料目次

- ・水道料金に関する考え方（法的根拠） . . . 参考1
- ・水道料金制度の見直し（国等の方針） . . . 参考2
- ・料金算定期間に関する考え方 . . . 参考3
- ・水道料金の構成 . . . 参考4
- ・本市における現状の総括原価内訳 . . . 参考5
- ・本市における家事用の水量別給水戸数割合 . . . 参考6
- ・給水原価の内訳（令和2年度） . . . 参考7
- ・用途別の適用基準 . . . 参考8
- ・料金体系が抱える課題 . . . 参考9～11
- ・1m³あたりの水道料金（家事用以外） . . . 参考12～13
- ・水道料金（家事用）の逡増度 . . . 参考14
- ・コロナ禍における本市の配水傾向の変化 . . . 参考15
- ・コロナ禍における配水傾向の変化 全国的な動向 . . . 参考16～17
- ・他事業体における料金改定状況 . . . 参考18
- ・大阪府内他事業体との比較（家事用：20m³） . . . 参考19
- ・水道料金比較表 . . . 参考20
- ・水道料金に関する基本用語の説明 . . . 参考21

参考1

《水道料金に関する考え方（法的根拠）》

水道法第14条

水道事業者は、**料金**、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、**能率的な経営**の下における**適正な原価**に照らし、**健全な経営**を確保することができる**公正妥当**なものであること。

水道料金算定要領（日本水道協会） 総則

(1) 本旨

水道料金の算定にあたっては、**水道使用者の公正な利益**と**水道事業の健全な発達**を図り、もって**地域住民の福祉の増進**に寄与するよう配慮されなければならない。

参考2

《水道料金制度の見直し（国等の方針）》

厚生省 水道基本問題検討会報告

「21世紀における水道及び水道行政のあり方」について《平成11年度》

- ・水道料金は、水量抑制の観点もあって、従来、逡増型の料金体系が取られてきたが、その結果、大口需要者の節水が進んだ反面、もともと低く設定された家庭用料金については、需要者のコスト意識が十分働いていないという指摘もある。
- ・また、基本水量制についても、単身者等の節水意識を阻害しているという面もあり、その意味を見直す必要がある

厚生労働省 新水道ビジョン《平成25年3月》

- ・固定費と変動費の割合に適合した、将来を見据えた料金体系へ、利用者の影響を抑制しつつ、事業実態に応じた検討を。
- ・水需要減少傾向の現状にあって、従来からの逡増性料金体系についても、緩やかな見直しを。

公益社団法人日本水道協会 水道料金算定要領《平成27年2月》

- ・用途別料金及び基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとし、経過的に存置することはやむを得ない。
- ・給水管の口径別（量水器口径）により適当な段階に区別して設定するものとする。ただし一時使用等これらによることが適当でない場合には別途使用者群を設定することができるものとする。

参考3

《料金算定期間に関する考え方》

令和元年10月に水道法が改正され、定期的な料金見直しが求められている

水道法施行規則第17条の4 第4項・第5項

水道事業者は、法第二十二條の四第二項の収支の見通しを作成するに当たり、三十年以上の期間（次項において「算定期間」という。）を定めて、その事業に係る長期的な収支を試算するものとする。

4 水道事業者は、第一項の試算に基づき、十年以上を基準とした合理的な期間について収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。

5 水道事業者は、収支の見通しを作成したときは、おおむね三年から五年ごとに見直すよう努めなければならない。

水道料金算定要領（日本水道協会） 2.総括原価

(4) 料金算定期間 ※一部抜粋

料金算定期間は、料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性及び水道事業者の経営責任の面など諸々の要素を考慮してみると概ね将来の3年から5年を基準に設定することが妥当であると考えられる。

参考4

《水道料金の構成》

水道事業経営に必要な費用の合算を「総括原価」として算定し、総括原価と料金収入の総額が一致するように水道料金が算定される（総括原価方式）。

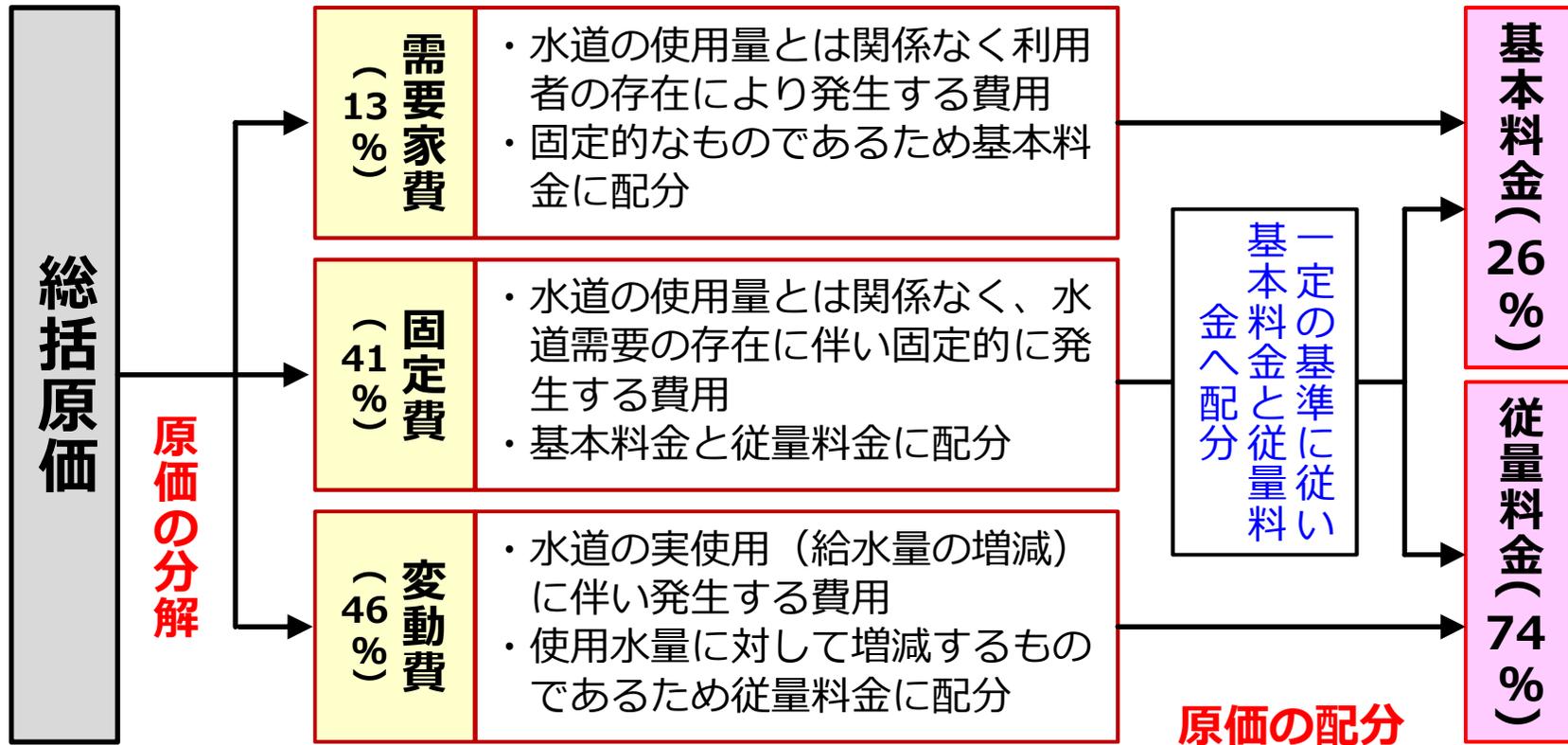
総括原価方式の考え方



参考5

《本市における現状の総括原価内訳》

水道料金体系は、水道料金算定要領に基づき、以下の手順で「総括原価」を分解・配分することで検討を行う。



※ () 内の%は、R2年度の本市における割合

※需要家費：検針・集金関係費・水道メータ関係諸費等、固定費：施設維持管理費の大部分・減価償却費・支払利息等、変動費：薬品費・動力費等

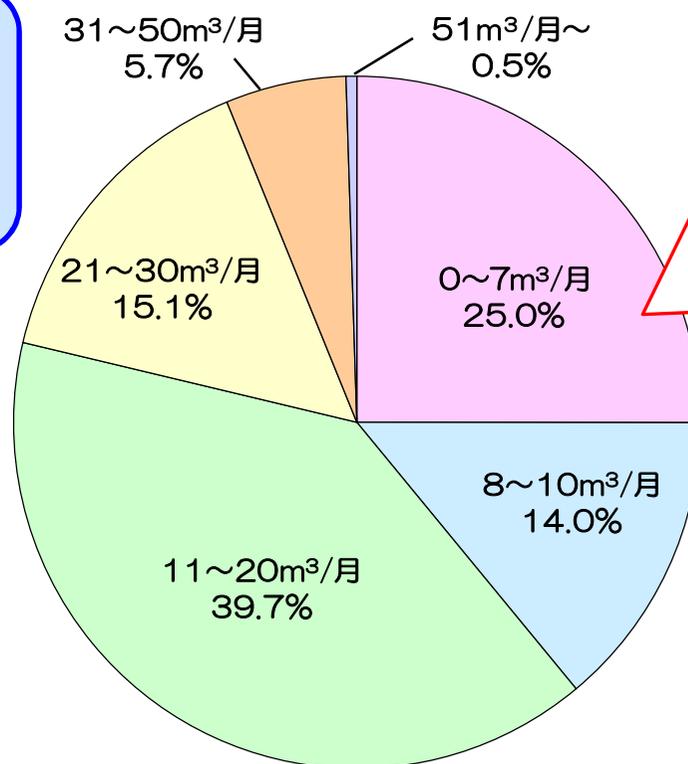
参考6

《本市における家事用の水量別給水戸数割合》

用途が家事用である給水戸数のうち、1カ月あたり使用水量が 30m^3 以内の給水戸数は全体の9割以上を占めている。

また、1カ月あたり使用水量が基本水量（ 7m^3 ）以内となっている給水戸数は全体の25%である。

1カ月あたりの 使用水量別 給水戸数割合 (R2、家事用)



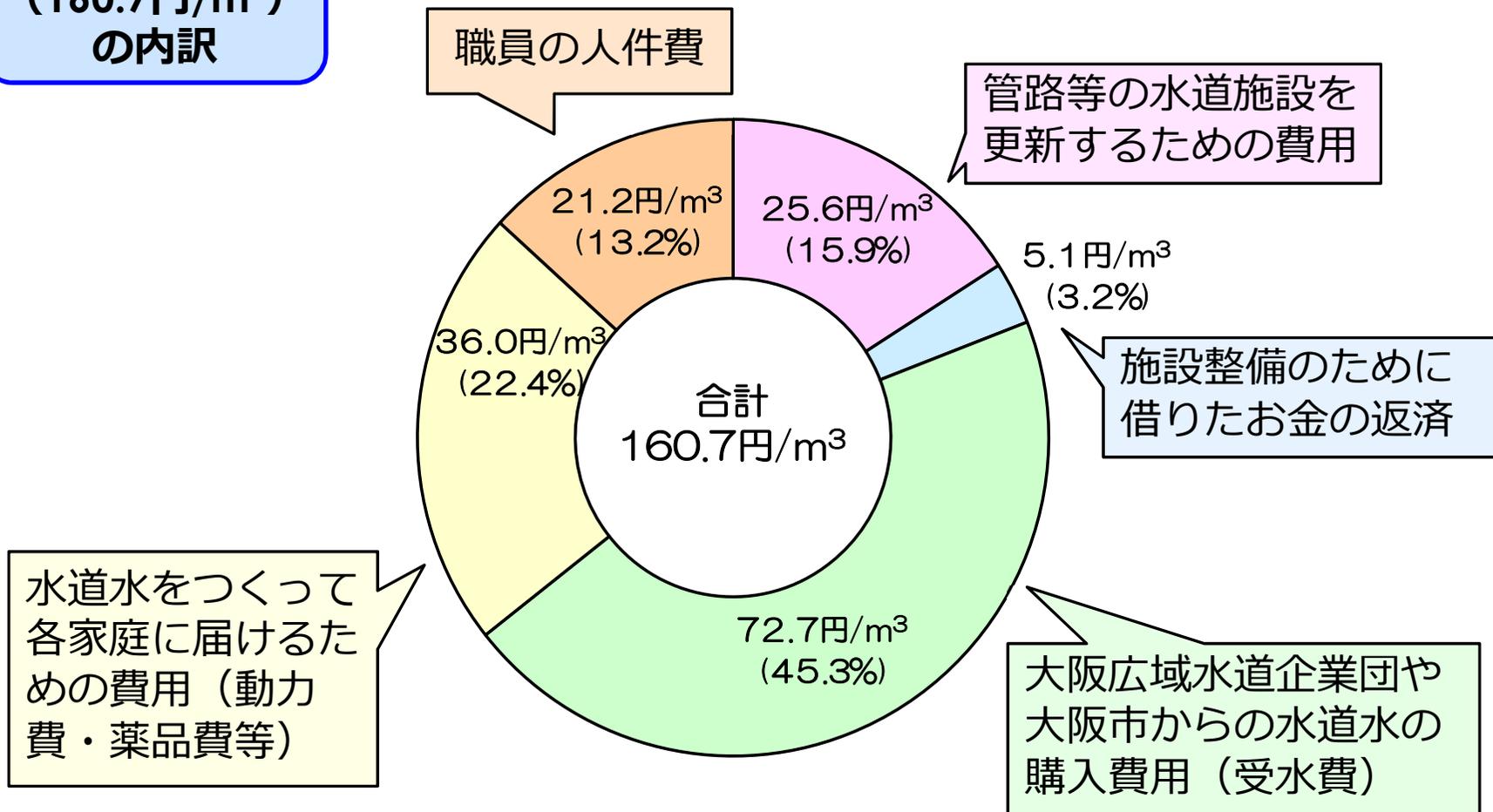
基本水量内の内訳

使用水量 (m³/月)	給水戸数割合
0	3.2%
1	2.5%
2	1.9%
3	2.0%
4	2.6%
5	3.3%
6	4.1%
7	5.4%

参考7

《給水原価の内訳（令和2年度）》

R2給水原価
(160.7円/m³)
の内訳



参考8

《用途別の適用基準》

各用途の適用基準については、「東大阪市水道事業給水条例施行規程」において、以下のように定められている。

用途別の適用基準

用途	適用基準
家事用	店舗、事務所等を伴わないもので、住居のみに使用するもの
浴場用	公衆浴場法（昭和23年法律第139号）による許可を受けた公衆浴場に使用するもの
業務用	1 店舗、事務所等を有するものに使用するもの 2 旅館、料理店及び飲食店等接客を目的とするものに使用するもの 3 農業用に使用するもの 4 他の用途に該当しないもの
公共用	官公署、学校その他公共施設に使用するもの
事業用	1 会社、工場その他事業場及び医療法（昭和23年法律第205号）による病院に使用するもの 2 映画、演劇その他興業場、娯楽場等、客の集合を目的とするものに使用するもの 3 その他これに準ずるものに使用するもの
臨時用	土木工事、建築工事、興業等のため、他臨時に使用するもの

《料金体系が抱える課題》

基本水量・基本料金

本市では、基本料金に一定の水量を付与する「基本水量」が設定されている（例：家事用であれば7m³/月）。

基本料金は、水を全く使用しない場合でも生じる料金であるが、近年、単身世帯の増加などにより、1カ月の使用水量が基本水量である7立方メートル以下の利用者が増加傾向にあり、この結果、**利用者の節水努力が報われない**など、一律に付与している基本水量のあり方が課題となっている。

逦増性

本市では、使用水量が多くなるほど料金単価が高くなる逦増制料金体系を採用しており、使用水量の少ない利用者には給水原価よりも安い料金、使用水量の多い利用者には給水原価よりも高い料金でそれぞれ水道水を提供している。

この結果、同じ1m³の水を利用しているのにも関わらず、料金単価に格差が生じており、負担の公平性の観点から課題を抱えている。

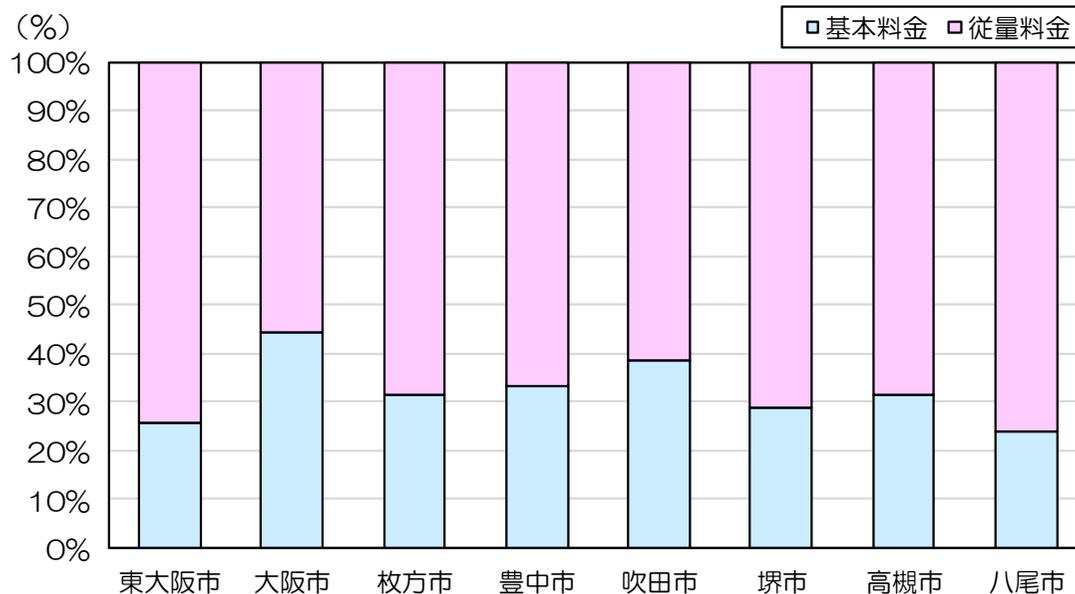
使用水量に応じた費用を負担いただくという観点から、逦増制を維持していく必要性はあるものの、**公平性の視点から料金負担の適正化（逦増度の緩和）を図っていく必要がある。**

《料金体系が抱える課題》

基本料金収入と従量料金収入の割合

本市における家事用の水道料金は、大阪府下給水人口25万人以上の他事業体に比べて**基本料金の割合が低い**。つまり、従量料金による収入の割合が大きいことから、**有収水量の減少の影響を受けて料金収入が減りやすい料金体系**となっている。

大阪府下の現在給水人口25万人以上の事業体における料金割合



事業体名	基本料金	従量料金	料金体系
東大阪市	26%	74%	家事用
大阪市	44%	56%	一般用
枚方市	32%	68%	一般用13~25mm
豊中市	33%	67%	一般用13~25mm
吹田市	39%	61%	一般用20mm
堺市	29%	71%	一般用~20mm
高槻市	31%	69%	一般用13~25mm
八尾市	24%	76%	一般用13~20mm

※ 1カ月の使用水量が20m³の場合

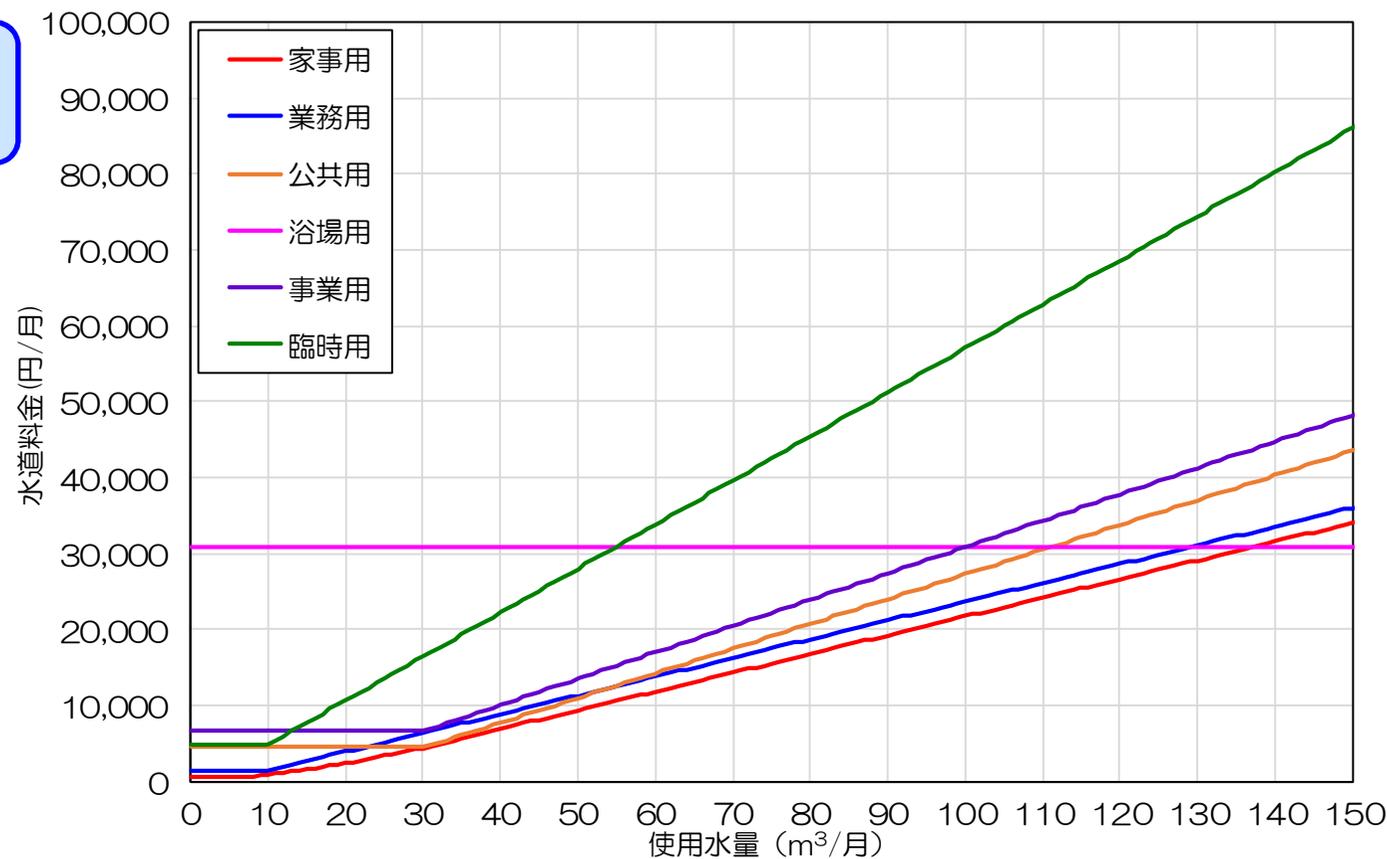
参考11

《料金体系が抱える課題》

用途別の料金体系

家事用に配慮された料金体系となっていることから、その他用途の料金と格差が生じており、費用負担の公平性が確保できていない。

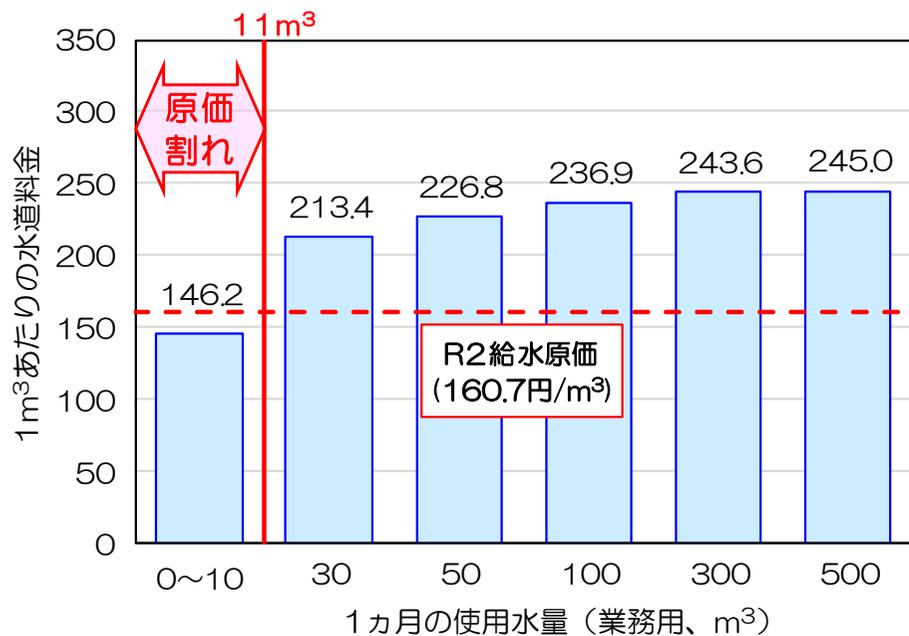
用途別の 水道料金



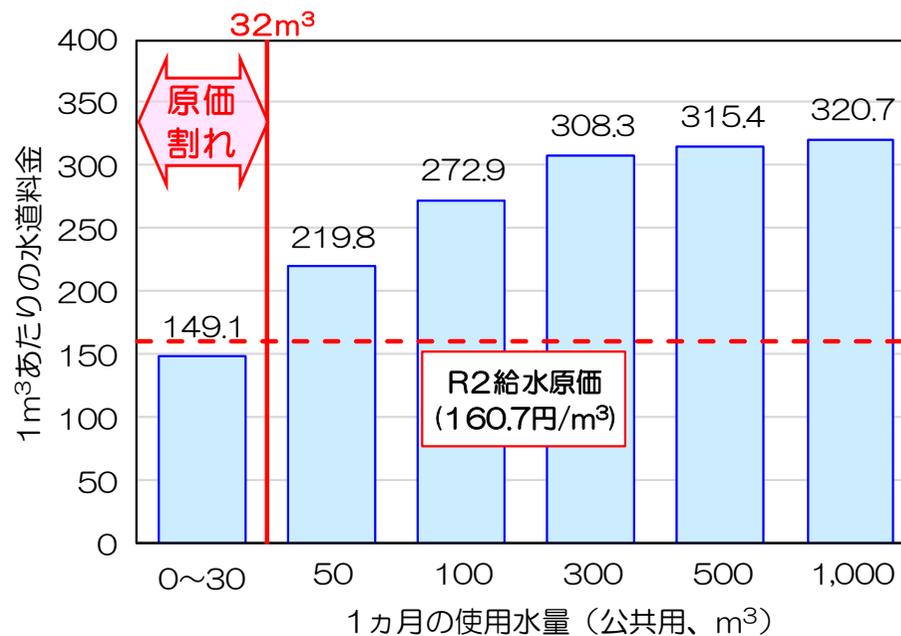
参考12

《 1m³あたりの水道料金（家事用以外） 》

1m³あたりの
水道料金（業務用）



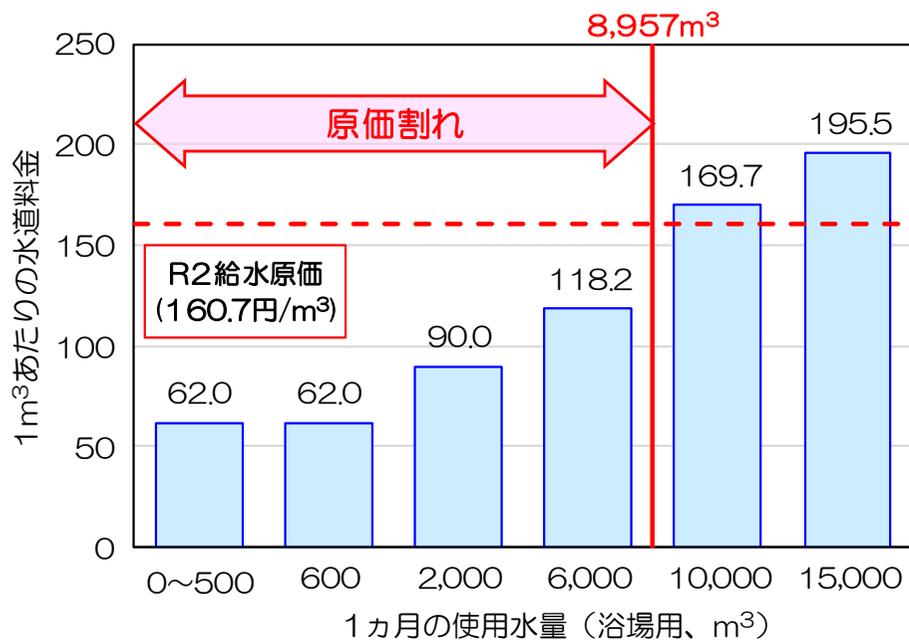
1m³あたりの
水道料金（公共用）



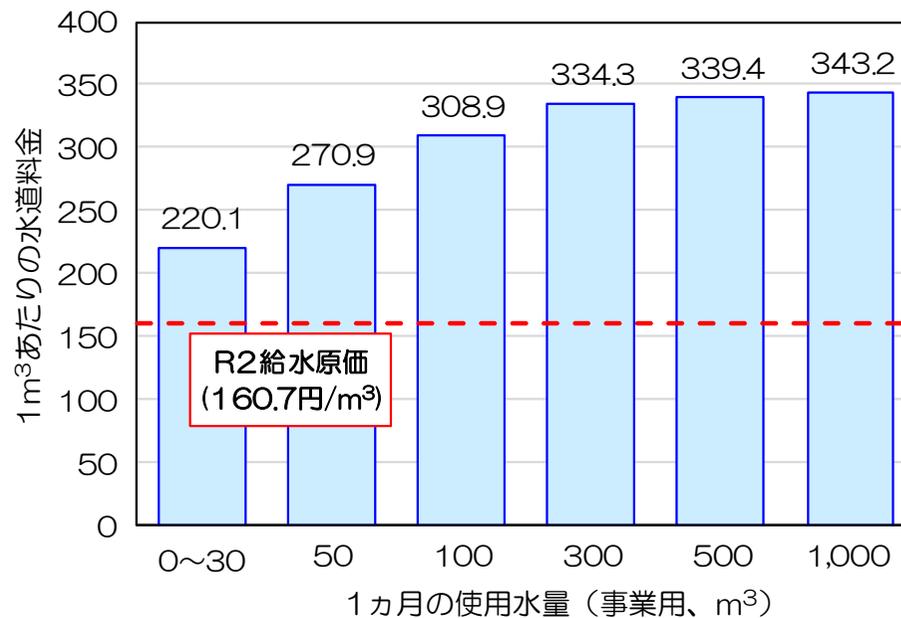
参考13

《 1m³あたりの水道料金（家事用以外） 》

1m³あたりの
水道料金（浴場用）



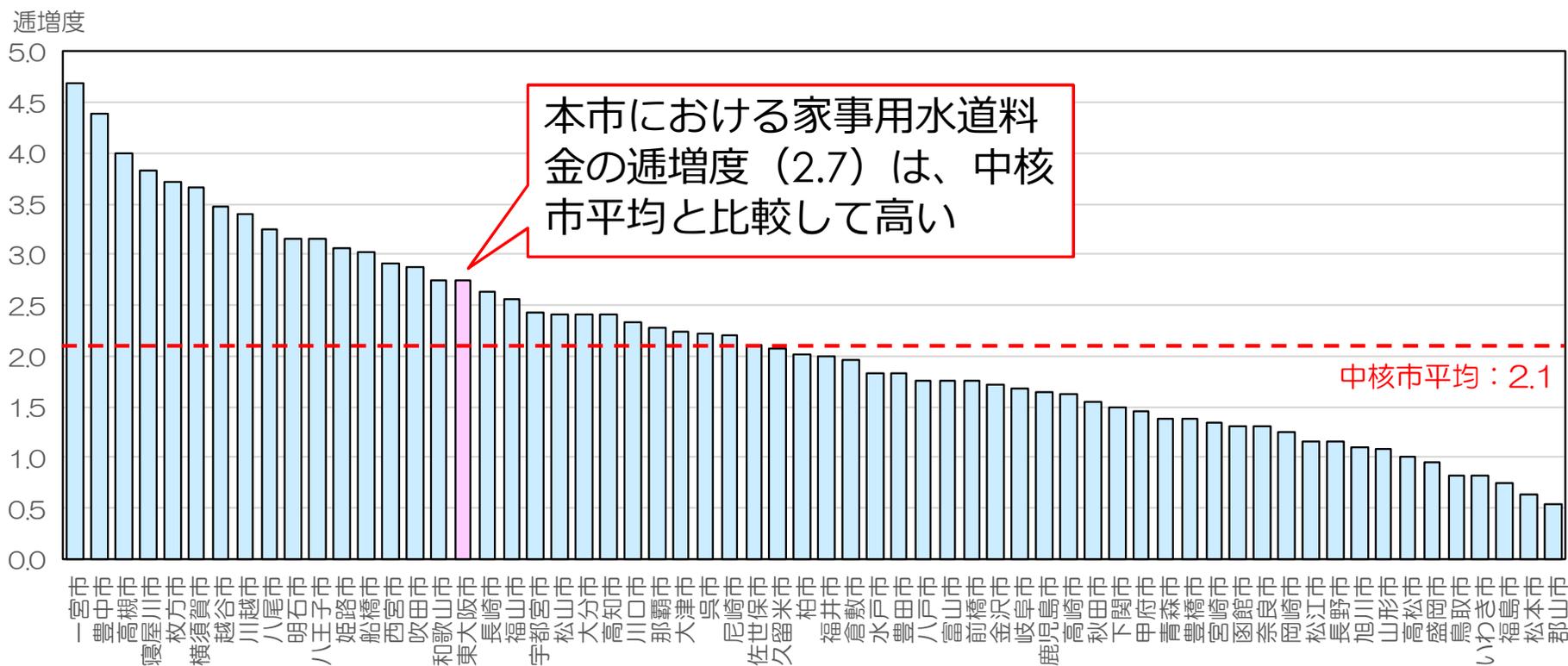
1m³あたりの
水道料金（事業用）



参考14

《水道料金（家事用）の逦増度》

中核市における逦増度（家事用）の比較



※逦増度：1m³あたりの最高単価÷1m³あたりの想定最小単価（10m³までの水道料金÷10）により算出

《コロナ禍における本市の配水傾向の変化》

コロナ禍における配水傾向の変化

2019年末より流行している新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に配水傾向が大きく変化している。

これにより、**本市における料金収入にも大きな影響を与えている。**

【R1年度に対するR2年度の用途別水量増減率（年合計）】

	家事用	業務用	公共用	浴場用	事業用	臨時用
水量増減率	+2.5%	-8.2%	-19.3%	-14.4%	-11.3%	+16.4%

	調定水量	料金収入
R1年度	52,844 千m ³	8,239 百万円
R2年度	52,713 千m ³	8,076 百万円
増減率	-0.2%	-1.2%

※R2年度の値はコロナ減免前の値

- 家事用・臨時用水量は増加している一方で、その他用途別水量や全体水量は減少
 - 料金収入も減少
- **家事用の料金が増収しても、他の用途の減収による影響の方が大きい**

《コロナ禍における配水傾向の変化 全国的な動向》

配水量の変化

2021年4月22日付 日本水道新聞
令和2年度有収配水量を調査
4～1月 (385事業体)

全国の水道事業体に共通する傾向

- ・ **業務用 大幅減**
→ 飲食・宿泊・観光の影響大
- ・ **家庭用 増加**
→ 人口減の事業体の配水料も増加
- ・ **総配水量 微増**
→ 業務用減分を家庭用増分が上回る
- ・ **収入微減**
→ 逡増度の影響により減収

日本水道新聞社

コロナ禍 配水傾向変化 顕著に



※出典：日本水道新聞 コロナ禍と水道経営 専門紙の報道から 日本水道新聞社

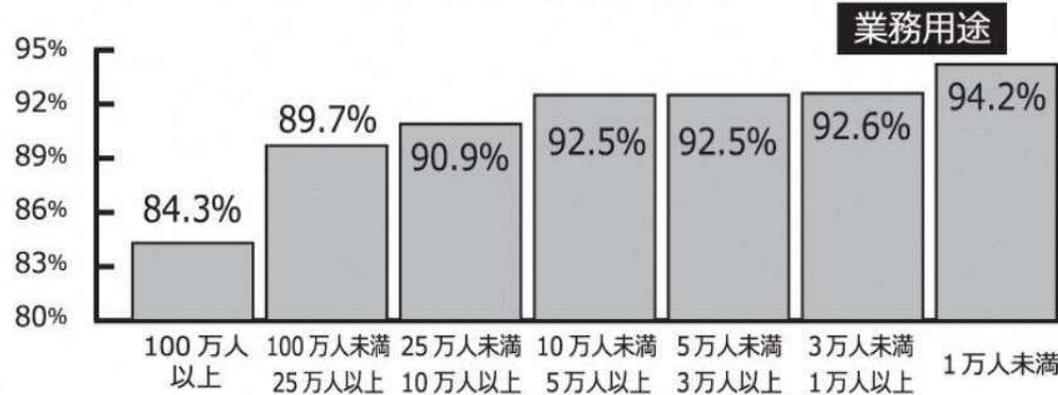
《コロナ禍における配水傾向の変化 全国的な動向》

都市規模別の配水傾向

業務用途

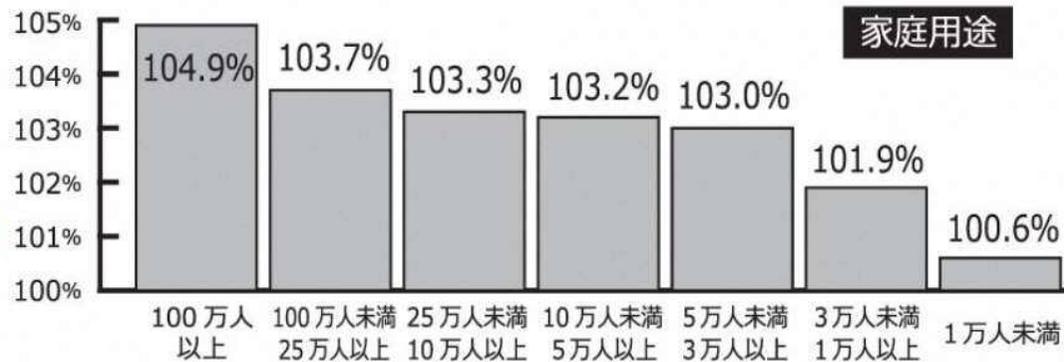
都市規模に比例して
顕著に減少
中でも観光都市は深刻

令和2年度 4～1月 対前年度同時期との有収配水量の比較
給水人口区分別 事業体平均値



家庭用途

都市規模に比例して
配水量増加
小規模事業も対前年度増
人口減でも増加



参考18

《他事業体における料金改定状況》

令和2年に料金改定を行う事業体が増えており、大阪府内でも5事業体が令和元年以降に料金改定を行っている（予定含む）。

料金改定状況の推移（全国）

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
改定事業体数	92	74	65	74	68	51	82
集計事業体に対する割合	7.2%	5.8%	5.1%	5.8%	5.3%	4.0%	6.5%
平均改定率	5.2%	6.8%	6.1%	7.8%	11.0%	10.1%	9.4%

※消費税に係る変更の事業体を除く

※出典：水量料金表（令和2年4月1日現在） 日本水道協会 （各年の数値は、4月1日時点のもの）

R1以降の料金改定状況（大阪府内、消費税に係る変更の事業体を除く）

改定年	事業体（改定月・平均改定率）
R1	堺市(12月・▲1.8%)
R2	吹田市(4月・15.2%)、
R3	門真市(1月・▲8.9%)、枚方市(4月)、富田林市(10月・15%)

※R1・R2の平均改定率は「水道料金表」（日本水道協会）より引用

※R3の平均改定率は、各事業体HP等より引用（枚方市は料金制度の見直しを実施）

《水道料金比較表》

※家庭用（一般用）、口径20mm
 ※メーター使用料、消費税込み
 ※R3.3.31時点

10m ³ /月			20m ³ /月			30m ³ /月			40m ³ /月			50m ³ /月		
順位	事業体名	料金(円)	順位	事業体名	料金(円)									
1	高槻市	935	1	大阪市	2,112	1	大阪市	3,476	1	大阪市	5,324	1	大阪市	7,172
2	大阪狭山水道セキ-	946	2	枚方市	2,277	2	枚方市	3,817	2	茨木市	5,720	2	枚方市	7,733
3	富田林市	981	3	貝塚市	2,409	3	茨木市	3,850	3	枚方市	5,775	3	茨木市	7,920
4	羽曳野市	984	4	茨木市	2,420	4	富田林市	4,237	4	富田林市	6,481	4	和泉市	8,635
5	門真市	985	5	高槻市	2,420	5	貝塚市	4,334	5	和泉市	6,512	5	貝塚市	8,954
6	枚方市	990	6	富田林市	2,422	6	和泉市	4,389	6	貝塚市	6,644	6	河南水道セキ-	9,020
7	東大阪市	992	7	堺市	2,464	7	堺市	4,466	7	河南水道セキ-	6,820	7	富田林市	9,044
8	池田市	1,001	8	豊中市	2,497	8	島本町	4,466	8	寝屋川市	6,835	8	寝屋川市	9,057
9	柏原市	1,028	9	和泉市	2,574	9	岸和田市	4,554	9	岸和田市	6,853	9	岸和田市	9,152
10	八尾市	1,034	10	東大阪市	2,598	10	高槻市	4,565	10	高槻市	6,930	10	交野市	9,182
11	藤井寺水道セキ-	1,034	11	寝屋川市	2,600	11	守口市	4,574	11	堺市	6,963	11	泉南水道セキ-	9,246
12	貝塚市	1,034	12	大東市	2,625	12	大東市	4,605	12	守口市	6,972	12	高槻市	9,295
13	大阪市	1,045	13	守口市	2,638	13	寝屋川市	4,613	13	交野市	6,993	13	河内長野市	9,333
14	泉大津市	1,054	14	池田市	2,651	14	摂津市	4,703	14	大東市	7,025	14	守口市	9,370
15	豊中市	1,056	15	岸和田市	2,673	15	柏原市	4,790	15	泉南水道セキ-	7,123	15	大東市	9,445
16	和泉市	1,056	16	柏原市	2,678	16	交野市	4,804	16	河内長野市	7,133	16	堺市	9,460
17	岸和田市	1,056	17	大阪狭山水道セキ-	2,706	17	忠岡水道セキ-	4,807	17	羽曳野市	7,144	17	田尻水道セキ-	9,490
18	寝屋川市	1,060	18	門真市	2,723	18	豊中市	4,818	18	太子水道セキ-	7,216	18	忠岡水道セキ-	9,647
19	大東市	1,085	19	羽曳野市	2,744	19	大阪狭山水道セキ-	4,818	19	柏原市	7,221	19	大阪狭山水道セキ-	9,702
20	箕面市	1,086	20	熊取水道セキ-	2,770	20	熊取水道セキ-	4,820	20	忠岡水道セキ-	7,227	20	太子水道セキ-	9,724
21	熊取水道セキ-	1,090	21	八尾市	2,772	21	河南水道セキ-	4,840	21	大阪狭山水道セキ-	7,260	21	千早赤阪水道セキ-	9,883
22	堺市	1,122	22	摂津市	2,778	22	東大阪市	4,886	22	田尻水道セキ-	7,320	22	高石市	9,896
23	河内長野市	1,127	23	吹田市	2,805	23	池田市	4,906	23	島本町	7,326	23	柏原市	9,927
24	四條畷水道セキ-	1,130	24	高石市	2,911	24	河内長野市	4,933	24	熊取水道セキ-	7,360	24	羽曳野市	10,004
25	守口市	1,164	25	四條畷水道セキ-	2,923	25	羽曳野市	4,944	25	高石市	7,421	25	箕面市	10,106
26	摂津市	1,183	26	島本町	2,926	26	高石市	4,946	26	摂津市	7,508	26	泉佐野市	10,109
27	泉佐野市	1,254	27	箕面市	2,934	27	泉南水道セキ-	5,000	27	千早赤阪水道セキ-	7,573	27	島本町	10,186
28	吹田市	1,265	28	河内長野市	2,975	28	吹田市	5,005	28	箕面市	7,576	28	熊取水道セキ-	10,250
29	松原市	1,287	29	交野市	3,000	29	門真市	5,011	29	泉佐野市	7,579	29	摂津市	10,313
30	高石市	1,316	30	泉佐野市	3,014	30	箕面市	5,046	30	東大阪市	7,603	30	東大阪市	10,320
31	交野市	1,383	31	河南水道セキ-	3,080	31	泉佐野市	5,049	31	門真市	7,640	31	四條畷水道セキ-	10,447
32	島本町	1,386	32	松原市	3,124	32	太子水道セキ-	5,071	32	吹田市	7,755	32	吹田市	10,505
33	阪南水道セキ-	1,398	33	阪南水道セキ-	3,153	33	田尻水道セキ-	5,150	33	豊中市	7,766	33	門真市	10,610
34	田尻水道セキ-	1,410	34	忠岡水道セキ-	3,157	34	四條畷水道セキ-	5,211	34	四條畷水道セキ-	7,829	34	豊中市	10,714
35	忠岡水道セキ-	1,507	35	田尻水道セキ-	3,160	35	八尾市	5,247	35	池田市	7,876	35	阪南水道セキ-	10,765
36	茨木市	1,540	36	太子水道セキ-	3,190	36	阪南水道セキ-	5,419	36	阪南水道セキ-	8,092	36	八尾市	11,253
37	河南水道セキ-	1,540	37	泉大津市	3,199	37	千早赤阪水道セキ-	5,483	37	八尾市	8,250	37	池田市	11,341
38	太子水道セキ-	1,672	38	泉南水道セキ-	3,240	38	松原市	5,522	38	松原市	8,503	38	松原市	11,484
39	泉南水道セキ-	1,733	39	藤井寺水道セキ-	3,278	39	泉大津市	5,707	39	泉大津市	8,677	39	泉大津市	11,647
40	岬水道セキ-	1,740	40	千早赤阪水道セキ-	3,613	40	藤井寺水道セキ-	5,863	40	藤井寺水道セキ-	8,800	40	藤井寺水道セキ-	11,737
41	千早赤阪水道セキ-	2,073	41	岬水道セキ-	3,830	41	岬水道セキ-	6,250	41	岬水道セキ-	9,000	41	岬水道セキ-	12,190
42	豊能水道セキ-	2,882	42	能勢町	4,896	42	能勢町	7,206	42	能勢町	10,286	42	能勢町	13,366
43	能勢町	3,048	43	豊能水道セキ-	4,906	43	豊能水道セキ-	7,480	43	豊能水道セキ-	10,714	43	豊能水道セキ-	14,718
平均		1,295	平均		2,927	平均		4,969	平均		7,456	平均		10,055

《水道料金に関する基本用語の説明》

項目	説明
一部料金制	定額料金もしくは従量料金のいずれかを採用した料金制度
二部料金制	基本料金と従量料金とを組み合わせた料金制度
用途別料金体系	用途区分（家庭用、業務用等）に応じた料金を設定する体系
口径別料金体系	水道メーターの口径に応じた料金を設定する体系
基本料金	水使用の有無に関わらず負担いただく料金
従量料金	使用水量に応じて負担いただく料金（使用水量に単価を乗じて計算される）
基本水量	基本料金に付与する一定の水量（その範囲内での使用に対しては定額の基本料金のみを負担いただく）
逦増型従量料金	使用水量が増加するに従い単価が上がる従量料金制
逦減型従量料金	使用水量が増加するに従い単価が下がる従量料金制
単一型従量料金	使用水量の多寡に関わらず、単価を均一とした従量料金制